

甲斐市自動販売機設置事業者募集要項 (条件付き一般競争入札説明書)

1 自動販売機設置事業者募集について

自動販売機の設置事業者を公募による入札によって選定することにより、設置事業者の選定方法の透明性及び公平性を図るとともに、自主財源の確保に資することを目的として実施する。

当募集に参加する場合は、募集要項の各事項を確認のうえ、参加すること。

2 貸付等物件

貸付等物件（公募物件）は、物件一覧、物件概要及び位置図のとおりとする。

3 自動販売機の設置条件

甲斐市自動販売機設置に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）のとおりとする。

4 入札参加する者に必要な資格等

この公告の入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1) 令和 7・8 年度甲斐市入札参加資格者名簿に登録されている者。

（登録区分：物品・役務）

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者。

(3) 甲斐市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成 30 年甲斐市訓令第 1 号）に基づく指名停止措置を受けていない者。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。（再生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(6) 次の各号に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者。

イ 入札（開札）日 6 か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。

(7) (3) から (5) については、本件の入札公告日から入札日まで該当しないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(10) 地域要件

山梨県内に本社・本店又は甲斐市と入札契約等について権限委任する営業所等があること。

※権限を委任する営業所等は、本件の入札公告日に既に届出していること。

(11) 実績要件

平成28年4月以降に、国又は地方公共団体（特殊法人等を含む）に対し、自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、現時点においても行っている者であること（国又は地方公共団体（特殊法人等を含む）とは、国又は地方公共団体（特殊法人等を含む）の所有する施設等の指定管理者を含む）。

5 入札書の提出期限・場所 ※入札は郵便による執行とする。

(1) 提出期限 令和8年8月31日（月）午後5時まで（必着）

※入札書の日付けは、以下の開札日を記載すること。

(2) 場 所 甲斐市役所 本館3階 アセットマネジメント推進課 契約係（以下「契約係」という。）

6 開札日・場所 ※開札は、担当係以外の職員立会いのうえ、開札する。

(1) 日 付 令和8年9月1日（火）

(2) 場 所 甲斐市役所 本館3階 庁議室

7 入札参加申込書等の提出

様式は、甲斐市ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式」の「入札関係様式（自動販売機設置）」からダウンロードすること。

入札参加を希望する者は、以下により入札参加申込書（様式第1号）、業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第2号）を提出すること。また、期限までに申込書等を提出しない者は、本入札に参加することはできない。なお、入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加不適格通知書により、その理由を付して通知する。

(1) 入札参加申込書等受付期間

入札公告日から令和8年8月24日（月）まで（閉庁日は除く）

午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午前10時まで。

(2) 提出先 契約係

8 事業内容（物件概要）の説明に関する事項

(1) 仕様書等の閲覧期間及び閲覧方法

入札公告日から令和8年8月24日（月）午前10時まで

同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札公告」の「入札公告」からダウンロードすること。

(2) 仕様書等に関する質問の受付・回答

質問がある場合は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式、入札関係様式（自動販売機設置）」の「質問書（様式第3号）」により、以下の期間中に、契約係にFAXにて提出すること（送付後、契約係に必ず電話連絡すること）。

質問書には会社名・担当者・電話番号・FAX番号・質問内容等を記載すること。回答は質問者のみにFAXで回答後、同ウェブサイトに掲載する。また、質問は仕様書等の積算に関する質問のみとする。

◇質問期間 入札公告日から令和8年8月24日（月）まで（閉庁日は除く）

午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午前10時まで。

◇回答期限 令和8年8月25日（火）午後5時まで

(3) その他

入札方法・提出書類に関する質問は、随時受け付ける（ただし、閉庁日は除く）。

9 立会申請に関する事項（入札参加者のうち希望する場合のみ）

(1) 立会方法

入札参加者は開札に立会うことができる。その場合、立会申請書を提出すること。

詳細・様式は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札公告」の「郵便等入札の注意事項」を参照すること。

(2) 立会申請書提出期限 令和8年8月28日（金）午後5時まで

(3) 立会申請書提出場所 契約係

10 入札の基本事項

(1) 入札書（様式第4号）は、物件ごとに作成することとし、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式、入札関係様式（自動販売機設置）」の指定の様式「入札書（様式第4号）」を使用し、封筒に入札書を入れ、封緘封印をすること。

(2) 入札は、最低提案貸付料率または最低提案設置料率を事前に公表しているため、1回で終了とする。

(3) 入札参加者が1者の場合においても、入札は執行するものとする。

(4) 物件に対し、甲斐市が定める最低提案貸付料率または最低提案設置料率以上の率をもって有効な応募を行った者のうち、最も高い率を掲示した者を落札者とする。ただし、最高提案貸付料率で入札した者が辞退した場合は、甲斐市が定める次点の者を落札者とする。なお、最高提案貸付料率の入札者が2者以上ある場合は、立会申請している場合を除き、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、決定する。

(5) 入札結果については、落札者決定後、同ウェブサイトで公表する。

11 入札に関する注意事項

(1) 入札する内容は、共通仕様書1(3)の貸付期間または設置期間中の毎月の販売金額

(税抜)に対する「提案貸付料率」または「提案設置料率」を小数点以下第1位までアラビア数字で記載すること。

- (2) 入札は所定の入札書を使用し、物件番号、設置場所（施設名称）、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を記載すること。
- (3) 入札書には、印字、スタンプ、ボールペン（消せるボールペンは除く）または万年筆を使用し、明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆、シャープペンシルは使用できない。
- (4) 誤字又は脱字を加除訂正した場合は、その箇所または付近に押印すること。ただし、提案貸付料率または提案設置料率の訂正は出来ないので注意すること。
- (5) 入札参加者の事前公表は行わない。

1 2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載事項が不明確で判読できないとき。
- (2) 入札書記載の貸付料率または設置料率を訂正したもの、または入札書の氏名に押印がないもの。
- (3) 入札者が、同一事項に2通以上の入札をしたもの。
- (4) 入札者の資格を制限した場合において、無資格者のしたもの。
- (5) 談合、その他不正の行為があったと認められるもの。
- (6) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒にした入札。
- (7) 最低提案貸付料率または最低提案設置料率を下回る入札書が提出されたとき。
- (8) その他特定事項に違反したもの。

1 3 入札の辞退

参加申込書を提出した後、入札を辞退する場合は、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式」の「入札辞退届（様式第6号）」を使用し、以下の各号に掲げるところにより提出するものとする。なお、入札を辞退した者が、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

提出方法については、持参及び郵送ともに、入札日前日までに必ず契約係に必着すること。なお、郵送の場合は、併せて電話連絡すること。

1 4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と提案貸付料率、提案設置料率または入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に提案貸付料率または提案設置料率を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者に対して提案貸付料率または提案設置料率を

意図的に開示してはならない。

(4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

(5) 相互に資本関係又は人的関係のある者が、同一の入札に同時に参加してはならない。

15 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがある。これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、甲斐市は弁償の責任を負わないものとする。

16 契約または協定の締結

(1) 都市公園以外の物件については、契約書（様式第7号）により、契約書を作成するものとする。都市公園の物件については、協定書（様式第8号）により、協定書を作成するものとする。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

(3) 貸付契約または設置協定については、入札参加者名義で行うこととする。

(4) 契約または協定を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、甲斐市は一切の損害賠償の責を負わない。

17 その他

(1) 提出書類は指定の様式（指定のある書類）とし、同ウェブサイト内「しごと・産業、入札・契約、入札・契約等書式」の「入札関係様式（自動販売機設置）」からダウンロードして作成すること。

(2) 入札参加者が、入札までに入札参加に関する条件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格申込等の作成に要する費用は、入札参加資格申請者の負担とする。

(4) 提出された書類・資料等については返却しない。

(5) 入札参加者は、入札後、説明書、仕様書、契約書案、協定書案、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 本入札その他の取扱いについては、地方自治法施行令、甲斐市財務規則及び甲斐市建設工事執行規則その他法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

18 問合せ先

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市役所 総務部 アセットマネジメント推進課 契約係

TEL 055(268)2326 FAX 055(276)7215